

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号				
手続名	一般廃棄物処理施設の停止命令	根拠条項	第 9 条の 2				
処分 基準	<p>1 処分の基準</p> <p> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 第 9 項</p> <p> (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について」（平成 2 3 年 3 月 1 5 日 環産産発第 110310002 号通知）に準拠</p> <p>2 処分の加重・軽減</p> <p> 「産業廃棄物処理業等に係る不利益処分取扱要領」第 4、第 5</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	循環型社会推進課	交付 機関	循環型社会推進課	目次 No.	2